

# 柏市風早北部地域ふるさと協議会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、柏市風早北部地域ふるさと協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を沼南近隣センター内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、住民自治の本旨に沿って、地域における住民相互の交流と活動を通じて、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生涯学習・文化活動に関すること。
- (2) 健康・スポーツ活動に関すること。
- (3) 生活環境の向上に関すること。
- (4) 防犯・防災・安全に関すること。
- (5) 保健福祉に関すること。
- (6) 各種地域団体間の調整に関すること。
- (7) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 協議会の地域は、柏市が定める風早北部地域を対象範囲とする。

2 協議会の委員は、別表に掲げる団体の委員等をもって組織し、委員総数は80名以内とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 役員 会長1名 副会長5名以内 事務局長1名 事務局次長1名 会計3名以内 書記2名 部長5名 副部長10名以内 監査2名
- (2) 役員は、委員の中から互選により選出する。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の庶務を総括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
- (5) 会計は、協議会の経理を担当する。
- (6) 書記は、協議会の記録を担当する。
- (7) 部長は、担当部の業務の企画運営を行う。
- (8) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。
- (9) 監査は、協議会の会計の監査を行う。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、第5条に定める役員のうち、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、書記、総務部長及び地区社協部長の職にあるものをもって充てる。

(幹事職務)

第8条 幹事は、協議会の運営調整に関することを行う。

(理事)

第9条 協議会に理事を置く。

2 理事は、別表（協議会の委員）の1により構成する。

(理事職務)

第10条 役員会の運営等に助言を行い、自己の町会等への連絡調整を行う。

(相談役)

第 11 条 協議会に相談役を置く。

2 会長は、役員会の同意を得て相談役を置くことができる。

(相談役の職務)

第 12 条 相談役は、会長の求めに応じて会の運営について助言を行う。

(委員の職務)

第 13 条 委員は、原則として、第 17 条に定めるいずれかの部に属し、その職務を行う。

(任期)

第 14 条 委員、役員、幹事、理事及び相談役の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

2 欠員補充により就任した委員、役員、幹事、理事及び相談役の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 15 条 会議は、総会、役員会、幹事会、理事会及び部会とし、総会、役員会、幹事会、理事会は会長が、部会は部長が招集し、構成員の過半数をもって成立する。

2 総会、役員会、幹事会及び理事会の議長は、委員の互選による議長が、部会の議長は部長が行う。

3 議事は、会議を構成する者が出席し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、会議に出席することができない者は、あらかじめ議案についての賛否の意見を明らかにした書面により、出席する者に委任して、その議決権を行使することができる。

4 第 1 項に規定する会議を招集する者は、災害、重大な公衆衛生上の問題、その他やむを得ない事情により会議を招集することが不適切と認められる場合には、リモート会議その他これに類する合理的な方法(以下「リモート会議等」という)による会議の開催、又は書面による決議を行うことができる。

5 前 2 項の規定により書面による議決権を行使する者及びリモート会議等に参加する者は、当該会議に出席したものとみなす。

(会議の審議事項)

第 16 条 第 15 条の会議における審議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会

ア 事業計画及び収支予算に関すること。

イ 事業報告及び収支決算に関すること。

ウ 役員の選出に関すること。

エ 協議会会則の制定改廃に関すること。

オ その他重要な事項に関すること。

(2) 役員会

ア 総会に提案する事案に関すること。

イ 行事の実施に関すること。

ウ その他必要な事項に関すること。

(3) 幹事会

ア 事業計画及び予算の立案に関すること。

イ その他必要な事項に関すること。

(4) 理事会

ア 提案する事案についての助言及び町会等への連絡調整に関すること。

イ その他必要な事項に関すること。

(5) 部会

事業の実施に関すること。

(専門部等)

第 17 条 協議会に次の部を置くことができる。

(1) 総務部

(2) 広報部

- (3) 文化体育部
- (4) 環境部
- (5) 防犯防災部
- (6) 地区社協部

2 前項第6号に規定する地区社協部は、地域福祉を推進するために社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「柏市社協」という。）が定める地区に設置された団体であり、他の保健福祉事業者等に対して名称を柏市風早北部地区社会福祉協議会（以下「柏市風早北部地区社協」という。）

3 前項の柏市風早北部地区社協の規約については、別に定める。

（会 計）

第 18 条 協議会の経費は、市補助金及び構成団体の負担金等でこれにあてる。

2 地区社協部（柏市風早北部地区社協）の経費は、原則として、柏市社協の助成金及び寄付金等をもってこれにあて、特別会計として別途区分する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

（委 任）

第 19 条 この会則に定めるものの他、会の運営に必要な事項は、協議会の議決を経て、別に定める。

（庶 務）

第 20 条 協議会の庶務は、役員会、幹事会、理事会及び各部会において処理する。

附 則

この会則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 5 月 18 日から施行する。